

第6号様式別表9の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (4) 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年財務省令第19号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 ・ 第3号 に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「投資の額の累計額③」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 通算法人以外の法人 法人税の明細書（別表7(1)付表5）の3の欄の金額 (2) 通算法人 法人税の明細書（別表7(2)付表5）の4の欄の金額	
3 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③） ⑦」	(1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載します。 (2) 法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しません。	